様式 2－1（新・転入生） 2026年版

令和８年１月

保護者のみなさま

吹田市教育委員会
学校教育部保健給食室
吹田市立山田第二小学校
校長　熊野厚博

食物アレルギー等に関する給食の取り組みと調査について

平素は、本市学校給食事業に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、学校給食における食物アレルギーの対応は、文部科学省及び大阪府教育委員会の指針やガイドライン(注)に基づき対応することになっております。食物アレルギーを有する児童にも給食を提供するため、安全性を最優先し安全確保のための完全除去対応や医師の診断に基づき対応することと方向性が示されています。

これに基づき、本市でも、御家庭からお申し出があった場合は医師の診断により実施することとしています。このため、食物アレルギーを有する場合は、所定の様式を提出いただき、毎月の献立確認など学校との確認を行います。（但し、医師の診断が、指針やガイドラインに沿ったものでない場合はこの限りではないこと、あらかじめご了承ください）

しかしながら、急にアレルギーを発症することや、お申し出がなく給食を食べてしまうと重篤な症状を引き起こすこともあるため、本市では学校給食を提供する上で、すべての児童の安全を確保するため、毎年度全児童を対象に調査を行っております。

つきましては、裏面を確認の上、別紙「食物アレルギー等に関する確認書」を、２月３日までに、入学予定の学校に御提出いただきますよう、お願いいたします。

また、食物アレルギー以外の疾患（乳糖不耐症など）により、給食の配慮が必要な場合も、御記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（注）文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年）
大阪府教育委員会・大阪府医師会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（令和3年）

1. 吹田市の食物アレルギー対応の基本

① 安全を最優先するために多段階の対応は行わず、原因食物を提供するか、しないかの二者択一を目指す。

② エピペン・服薬・頓服薬を処方されている場合は、確認書の「⑤学校や担任の確認は不要」は選択できない。

③ 卵・乳・小麦の一部(注 1)の除去食、給食の全欠食・主食欠食・副食欠食・牛乳欠食の対応以外は、対象となるアレルゲンを含む献立は欠食又は代替食の持参対応とする。

④ 除去食・欠食の区別にかかわらず、対応が必要である場合は、所定の書類の提出を必須とする。

⑤ 量を調節して食べる「慣らし食」、代替食品の購入や持参による「代替食」の調理(もしくは提供)は行わない。

(注 1)『小麦の除去食について』
＊対象となるもの:麺類(うどん・チャンポン麺・素麺)、ワンタン、ラビオリ、クリームシチュー、クリームスープ
＊対象とならないもの:マカロニ・パスタ類、麩、フライ、調味料類

※除去食とは、原因食物(卵・乳・小麦の一部)を給食から除いて調理し提供すること。 例)かきたま汁に卵を入れない
※欠食とは、申請された給食を提供しないこと。 例)牛乳の欠食を申請された場合、牛乳は配らない

2. お申し出いただく必要がある場合

(1)食物アレルギーがあり、除去食や欠食の対応が必要である場合

但し、原因食品が以下に示す『給食で提供しないもの』である場合は、給食に関して所定の書類の提出は不要になりますが、この場合でもエピペンを所持している時は、エピペン所持に関する学校生活管理指導表の提出があらたに必要になります。なお、マヨネーズの卵のアレルゲン性は生卵と同等とお考え下さい。

『給食で提供しないもの』 ＊食材での提供や配合に含まれることはありません
＊えび・かに・くるみ・そば・ピーナッツ・アーモンド・あわび・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ
バナナ・マカダミアナッツ・やまいも(13 品目)
＊生で食べる果物(みかん・ポンカンは除く)、加熱していない野菜と魚介類

＊ただし、以下の 3 項目のいずれかに該当して欠食される場合は、所定の書類提出が必要になります。

①コンタミネーション(原材料として記載のある食材以外が混入すること)は、上記の13品目が該当する場合があります。

②小魚や海藻類は「えび・かに・いか・たこ」と同じ生息地で混ざる漁法で採取しているため、付着している可能性があります。

③筒切りで提供している魚については、まれに魚卵が残ることがあります。

(2)食物アレルギー以外の疾患(乳糖不耐症など)で、給食の配慮が必要である場合

医師の診断書の提出が必要になります。年度ごとの提出が基本となりますが、配慮の期間が在学中又は、6 年生(卒業時)までと記載があれば、一回の提出のみで年度ごとの提出は不要です。

3. 食物アレルギーに関する書類一式の配付について

お申し出があった場合は、改めて書類一式をお渡しします。

4. 安全カードについて

入学説明会に学校から配付します。食物アレルギー欄は学校生活において必要な情報であるため、給食の配慮の有無に関わらず、記入漏れがないように注意してください。

5. その他

受診の際にかかる、診察料や検査料等は保護者負担になります。

ただし、学校生活管理指導表のうち食物アレルギー、アナフィラキシーについては診療報酬の対象となりますので、通常の診察料以外に文書料が発生することはありません。

様式2−2（新・転入生）2026 年度

＜別紙＞給食対応の食物アレルギー等に関する確認書

ふりがな
名 前

学校記入欄
年　組　番

①から順に該当箇所へ「○」を記入してください。（①の疾患名および③は記述式）

① 食物アレルギーが
- □ ない → **ない方はこれで終了です。**
- □ ある →

□ **食物アレルギー以外で食事制限がある**
疾患名　例:乳糖不耐症、1 型糖尿病 など
（　　）
次は③記入後、④又は⑤へ

②
- □ 給食の対応が必要
  給食に出ない 13 品目のコンタミネーション不可の場合も含む
  次は③へ、その後④又は⑤へ
- □ 給食に出ない 13 品目のみである、
  又は給食の対応は不要
  次は③へ、その後⑤へ

③ ●食品名（アレルゲン等）

「生」「加熱」「エキス」「調味料」など、その程度がわかるように記載してください

□（アレルゲンの付着の可能性があるので）小魚・海藻類は食べません
□（アレルゲンの付着の可能性があるので）筒切りの魚は食べません

④ **学校や担任の配慮や確認が必要（複数回答可）**

※基本は所定の書類の提出と、毎月の学校とのやり取りが必要になります。

- □ 1．卵の除去食を希望します
- □ 2．そのままかけて食べるマヨネーズ（卵入り）は食べません
- □ 3．乳の除去食を希望します
- □ 4．そのまま食べる乳製品（チーズ・バター・ヨーグルトなど）は食べません
- □ 5．飲用牛乳の欠食を希望します
- □ 6．小麦の一部の除去食を希望します
- □ 7．給食の全欠食を希望します（家庭から弁当持参）
- □ 8．副食（おかず）の欠食を希望します（家庭からおかずを持参）
- □ 9．主食の欠食を希望します　□パン　□ごはん
- □ 10．除去食対象以外のアレルギーがあるので、③に記載のあるアレルゲンが入っている献立は食べません
- □ 11．その他（食物アレルギー以外の食事制限があり、何らかの配慮が必要な場合、内容を記入してください）

⑤ **学校や担任の確認は不要**

- □ 1．アレルゲンとなる食品を自分で取り除いて、給食を食べます（学校や担任が確認しなくてもよい）
- □ 2．給食の配慮は不要です　但し、調理実習や校外学習での配慮は必要です
- □ 3．学校生活で配慮は不要（給食や調理実習、校外学習など）です

※1～3 の場合、給食に関して書類の提出は不要です。但し、1・2 の場合、学校生活に関して提出を求める場合があります
※なお、食物アレルギー等に関して、連絡帳等で担任と直接のやり取りはできません
必要な場合は上述「学校や担任の配慮や確認が必要」欄にチェックをしてください

食物アレルギーに関する服薬・頓服	□ 処方されている	□ 処方されていない	□ まだわからない
エピペン	□ 処方されている	□ 処方されていない	□ まだわからない